

(目的)

第1条 この規則は、看護師、理学療法士、作業療法士、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士（以下「医療技術者」という。）を養成する学校、養成所又は養成施設に在学する者で、卒業後公立浜坂病院（以下「病院」という。）において医療技術者の業務（以下「業務」という。）に従事しようとする者に対し、医療技術者育成奨学金（以下「奨学金」という。）を貸与することにより、医療業務の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「養成施設」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第1号から第3号までに規定する学校及び看護師養成所
- (2) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第1号及び第2号に規定する学校及び理学療法士養成施設並びに同法第12条第1号及び第2号に規定する学校及び作業療法士養成施設
- (3) 薬剤師法（昭和35年法律第146号）第15条第1号に規定する学校
- (4) 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第20条第1号に規定する学校及び診療放射線技師養成所
- (5) 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第15条第1号に規定する学校及び臨床検査技師養成所
- (6) 栄養士法（昭和22年法律第245号）第5条の3第4号に規定する管理栄養士養成施設（奨学金の貸与）

第3条 病院は、養成施設に在学する者で卒業後病院において業務に従事しようとする者に対し、予算の範囲で、奨学金を貸与する。

(貸与金額)

第4条 前条の奨学金の貸与金額は、次のとおりとする。

- (1) 修学資金 月額8万円以内
- (2) 入学準備金 初年度に限り40万円以内

(利息)

第5条 奨学金は、無利息とする。

(保証人)

第6条 奨学金の貸与を受けようとする者は、保証人1人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、奨学金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与の申請)

第7条 奨学金の貸与を受けようとする者は、奨学金貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、これを公立浜坂病院管理者新温泉町長（以下「町長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 履歴書（市販のもの）
- (2) 誓約書（様式第2号又は様式第2号の2）
- (3) 保証書（様式第3号）
- (4) 在学する養成施設の長の推薦書（様式第4号）

2 町長は、前項に規定する書類のほか、奨学金の貸与のため必要と認める書類の提出を求めることがある。

（貸与の決定通知）

第8条 町長は、前条第1項の規定による申請に基づき、奨学金を貸与し、又は貸与しないことを決定したときは、申請者に対し、その旨を書面で通知する。

（貸与の決定の取消し及び貸与の停止）

第9条 町長は、奨学金の貸与の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対する奨学金の貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため、修学の見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が不良になったと認められるとき。
- (4) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなるとき。

2 町長は、奨学金の貸与の決定を受けた者が休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで奨学金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された奨学金があるときは、その奨学金は、その者が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

（借用書の提出）

第10条 奨学金の貸与を受けた者は、奨学金の最後の貸与を受けた日（前条第1項の規定により奨学金の貸与の決定を取り消されたときは、当該取消しを受けた日）から14日以内に借用書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（返還債務の当然免除）

第11条 町長は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を経て、奨学金の返還債務を免除する。

- (1) 養成施設を卒業した日から1年（他種の養成施設への進学、病気、負傷等やむを得ない理由がある場合は、その理由が継続する期間を除き、1年。以下同じ。）を経過する日までに医療技術者の免許（以下「免許」という。）を取得し、その後、直ちに（看護師については2年以内に）病院において業務につき、引き続き業務に従事した期間（以下「業務従事期間」という。）が月数で計算した奨学金貸与期間（他種の養成施設への進学、病気、負傷等やむを得ない理由により、業務に従事できなかった期間を除く。）に相当する期間であるとき。
- (2) 業務従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務による心身の故障のため、

業務を継続することができなくなったとき。

(返還)

第12条 奨学金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する理由が生じたときは、当該理由が生じた日の属する月の翌月から起算して奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間内に、月賦又は半年賦の均等払いの方法により、貸与を受けた奨学金に相当する額を返還しなければならない。

- (1) 第9条第1項の規定により、奨学金の貸与の決定が取り消されたとき。
- (2) 町が行う職員採用試験に合格しなかったとき。
- (3) 養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに、免許を取得しなかったとき。
- (4) 免許の取得後、直ちに（看護師については2年以内に）病院において業務に従事しなかったとき。
- (5) 業務従事期間中に業務外の理由により死亡し、又は病院において業務に従事しなくなったとき。
- (6) 業務従事期間が、前条第1号の奨学金貸与期間に満たなかったとき。

(返還債務の履行猶予)

第13条 町長は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる理由が継続する期間、奨学金の返還債務の履行を猶予する。

- (1) 第9条第1項の規定により、奨学金の貸与の決定を取り消された後も引き続き養成施設に在学しているとき。
 - (2) 養成施設の卒業後、更に他種の養成施設に在学し、卒業後病院において業務に従事できる見込みがあるとき。
- 2 町長は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる理由が継続する期間、奨学金の返還債務の履行を猶予することができる。

- (1) 業務従事期間中であるとき。
- (2) 災害、病気等やむを得ない理由があるとき。

3 前2項の規定により、奨学金の返還債務の履行の猶予を受けた者に係る前条の規定の適用については、前2項に規定する理由が消滅した日の属する月の翌月から起算するものとする。

(返還債務の裁量免除)

第14条 町長は、第11条の規定により奨学金の返還債務の免除を受けた者が、死亡又は身体若しくは精神に著しい障害がある状態となったことにより、奨学金を返還することができなくなったときは、奨学金の返還債務（履行期が到来していない部分に限る。）の全部又は一部を免除することができる。

(返還債務の履行の猶予等の申請)

第15条 第13条第1項及び第2項の規定による奨学金の返還債務の履行の猶予又は前条の規定による奨学金の返還債務の免除を受けようとする者は、奨学金返還猶予（免除）申請書

(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(返還債務の履行の猶予等の決定)

第16条 町長は、前条の規定による申請に基づき、奨学金の返還債務の履行を猶予し、若しくは猶予しないこと又は奨学金の返還債務を免除若しくは免除しないことを決定したときは、申請者に対し、その旨を書面で通知する。

(延滞利息)

第17条 町長は、奨学金の貸与を受けた者が正当な理由がなく、奨学金を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収する。

(届出事項)

第18条 奨学金の貸与の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 退学したとき。
- (2) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (3) 休学したとき。
- (4) 停学の処分を受けたとき。

2 奨学金の貸与を受けた者は、第6条の保証人を変更したときは、保証人変更届(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(保証人の通知事項)

第19条 保証人は、奨学金の貸与を受けた者が死亡したときは、速やかにその旨を町長に通知しなければならない。

(補則)

第20条 この規則の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年8月25日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月20日規則第13号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月1日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和 年 月 日規則第 号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

奨学金貸与申請書

年 月 日

公立浜坂病院管理者 新温泉町長様

養成施設の名称及び学年

住 所

氏 名 ㊦

年 月 日生

奨学金の貸与を受けたいので、新温泉町医療技術者育成奨学金貸与規則第7条の規定により必要書類を添えて申請します。

様式第2号（第7条関係）

誓 約 書
(看護師用)

年 月 日

公立浜坂病院管理者 新温泉町長様

本人 住所
氏名 ⑩
年 月 日生

保護者 住所
氏名 ⑩
年 月 日生

このたび、奨学金の貸与を受けるについては、新温泉町医療技術者育成奨学金貸与規則を遵守し、貸与生としての品位を保つとともに、医療技術者の免許を取得後は2年以内に公立浜坂病院に勤務することを誓約します。

様式第2号の2（第7条関係）

誓 約 書

（理学療法士・作業療法士・薬剤師・診療放射線技師・
臨床検査技師・管理栄養士用）

年 月 日

公立浜坂病院管理者 新温泉町長 様

住 所
本 人
氏 名 ④
年 月 日生

住 所
保護者
氏 名 ④
年 月 日生

このたび、奨学金の貸与を受けるについては、新温泉町医療技術者育成奨学金貸与規則を遵守し、貸与生としての品位を保つとともに、医療技術者の免許を取得後は直ちに公立浜坂病院に勤務することを誓約します。

様式第3号（第7条関係）

保 証 書

年 月 日

公立浜坂病院管理者 新温泉町長 様

保証人 住 所
氏 名 ㊤

保証人は、新温泉町に対し新温泉町医療技術者育成奨学金貸与規則により下記の者に貸与する奨学金から生じる一切の債務を極度額 円の範囲内で連帯して保証します。

なお、上記債務の元本確定期日は同規則第10条で定める奨学金の最後の貸与を受けた日又は本書を提出した期日から5年を経過する日とします。

記

奨学金の貸与を申請する者

住 所
氏 名
生年月日 年 月 日

注1) 保証人は印鑑登録した印鑑（実印）を押印してください。

注2) 押印した印鑑の印鑑登録証明書を添付してください。

注3) 保証人の所得証明書を添付してください。

様式第4号（第7条関係）

推 薦 書

養成施設の名称

学年

氏名

上記の者は、奨学金の貸与を受ける者として適格であると認め、推薦します。

年 月 日

公立浜坂病院管理者 新温泉町長様

養成施設長名

㊦

様式第5号 (第10条関係)

借 用 書

年 月 日

公立浜坂病院管理者 新温泉町長様

奨学金貸与決定番号

住 所

本 人

氏 名

㊞

年 月 日生

住 所

保証人

氏 名

㊞

年 月 日生

新温泉町医療技術者育成奨学金貸与規則により、次のとおり奨学金を借用しました。

なお、同規則により、奨学金の返還期限までに確実に返還します。

保証人は、返還債務を本人と連帯して負担します。

金 円

様式第6号（第15条関係）

奨学金返還猶予（免除）申請書

年 月 日

公立浜坂病院管理者 新温泉町長様

奨学金貸与決定番号

住 所

氏 名 ㊦

奨学金の返還債務の履行の猶予（免除）を受けたいので、新温泉町医療技術者育成奨学金貸与規則第15条の規定により申請します。

- 1 猶予（免除）を受けようとする理由
- 2 返還債務の額 円
- 3 返還期限
- 4 猶予を受けようとする場合にあっては、その期限

様式第7号(第18条関係)

保 証 人 変 更 届

年 月 日

公立浜坂病院管理者 新温泉町長様

住 所
本 人
氏 名 ㊦
年 月 日生
住 所
新保証人
氏 名 ㊦
年 月 日生

このたび保証人を変更しましたのでお届けします。

なお、新保証人は、新温泉町医療技術者育成奨学金貸与規則により、貸与された下記の奨学金の返還債務を本人と連帯して負担します。

記

- 1 奨学金貸与決定番号
- 2 返還債務の額 円

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第2号の2 (第7条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第10条関係)

様式第6号 (第15条関係)

様式第7号 (第18条関係)